

長崎労働基準監督署発表
令和6年11月28日(木)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第一方面主任監督官 田中 幸彦

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15~19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～鉄骨の組立て等作業主任者未選任及び作業計画未策定の疑い～

長崎労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、株式会社福田工業及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年4月、長崎市内の工場解体工事現場において、労働者1名が倒壊した建物の下敷きになり死亡した労働災害に関して、鉄骨の組立て等作業主任者を選任していなかった疑い。また、鉄骨構造物の解体作業に係る作業計画を策定していなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社福田工業 ふくだこうぎょう

所在地：長崎県長崎市小江町

事業内容：建築物及び構造物の解体業

(2) 代表取締役 A（男 47歳）

2 違反条文

被疑者株式会社福田工業、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第14条（作業主任者）

労働安全衛生法施行令第6条第15号の2（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第517条の4（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任）

同法第21条第1項

労働安全衛生法施行令第6条第15号の2（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第517条の2第1項（作業計画）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 被疑内容

高さ約 12 メートルの鉄骨で構成された選炭工場解体工事において、高さ 5 メートル以上の金属製の部材により構成される建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなかった疑いがあるものです。また、当該建築物の解体作業方法を定めた作業計画を策定していなかった疑いがあるものです。

その結果、令和 6 年 4 月 14 日、同工事現場において、解体中であった工場が倒壊し、その下にいた労働者 B（男 41 歳）が同工場の鉄骨等の下敷きになり死亡する災害が発生しました。

4 その他

長崎県内では、令和 5 年に 11 件の死亡災害（内 5 件が建設業）が発生し、令和 6 年は 10 月末現在で 6 件の死亡災害（内 1 件が建設業）が発生しています。

死亡災害に占める建設業の割合は高く、労働基準行政として臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導しているところです。

今後も法違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処する方針です。

5 添付資料

別紙 1 関係条文

関係条文

①「建物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任」関連

労働安全衛生法

第十四条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

・・・十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが五メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

労働安全衛生規則

第五百七条の四 事業者は、令第六条第十五号の二の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

②「作業計画」関連

労働安全衛生法

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則

第五百七条の二 事業者は、令第六条第十五号の二の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(2項以下省略)

労働安全衛生法

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、百五条又は百八条の二第四項の規定に違反した者

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百七条、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。